

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	北海道就業支援センター事業	
実施機関の名称	北海道知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部労働政策局雇用労政課	
個人情報ファイルの利用目的	利用登録者への就業支援業務に利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日・年齢、4 性別、5 連絡先、6 職業・職歴	
記録範囲	就業支援センターの利用登録を行った者	
記録情報の収集方法	利用者登録票の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (所在地) 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (所在地) 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

(日本産業規格 A 4)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	労使関係総合調査事務	
実施機関の名称	北海道知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部労働政策局雇用労政課	
個人情報ファイルの利用目的	労働組合組織の実態を明らかにするため	
記録項目	1 調査年、2 労働組合の種類、3 都道府県番号、4 労政主管事務所番号又は都道府県内上部組合番号、5 労働組合番号、6 産業分類番号（大）、7 産業分類番号（中）、8 存廃等区分、9 新設又は解散等の理由、10 適用法規、11 旧番号・労働組合の種類、12 旧番号・都道府県番号、13 旧番号・労政主管事務所番号又は都道府県内上部組合番号、14 旧番号・労働組合番号、15 労働組合の正式名称、16 代表者の氏名、17 郵便番号、18 労働組合事務所の所在地、19 電話番号、20 組合員数・男、21 組合員数・女、22 組合員数・合計、23 うちパートタイム労働者の組合員数・男、24 うちパートタイム労働者の組合員数・女、25 うちパートタイム労働者の組合員数・合計、26 うち非独立組合員数・男、27 うち非独立組合員数・女、28 うち非独立組合員数・合計、29 直上組合の名称、30 直上組合の所在地、31 組合本部の名称、32 組合本部の所在地、33 事業所の主要生産品名又は主要事業、34 企業の名称、35 企業の全常用労働者数、36 地区・都道府県組織、37 地方組織、38 全国組織 主要団体、39 中央組織・上部団体、40 前年調査以降の変化	
記録範囲	道内に所在する労働組合	
記録情報の収集方法	調査票の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北海道総務部行政局文書課行政情報センター	
	(所在地) 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	(総合) 振興局産業振興部商工労働観光課においても保有	